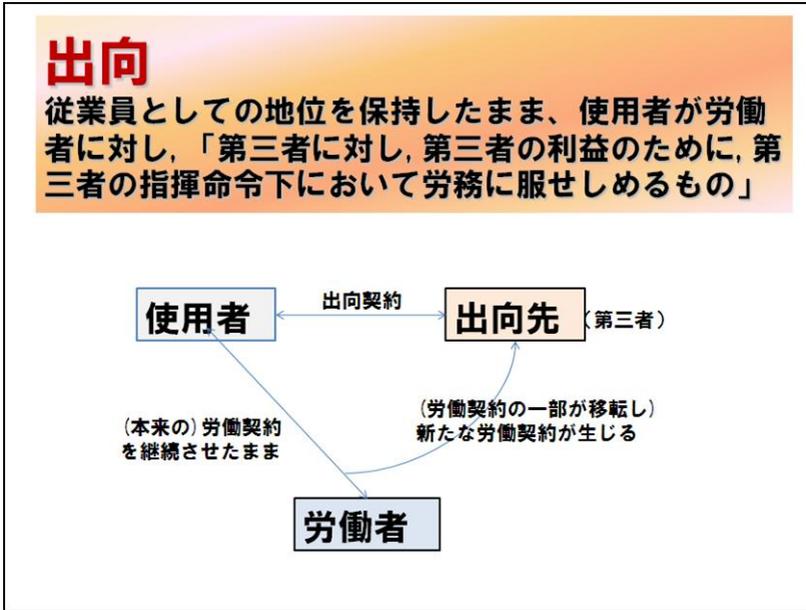


13-1 出向



出向

出向には、在籍出向と転籍出向がある。

在籍出向は、企業の人事異動の一環として運用されることも少なくない。在籍出向中の労働者は、出向元・出向先のそれぞれに（二重に）、雇用関係が存することに特徴がある。日常業務の遂行に必要な指揮命令は出向先との間に、解雇や懲戒といった身分関係に係る処分は、通常、出向元に権限を置き、その他基本的な分担（賃金支払義務の分担を含む。）の関係は、出向元・出向先で交わされる出向協定に定めるところによるのが原則である。